

# 日光市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号。以下「県条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書に添える図書)

第2条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)には、省令第1条の3又は第3条に規定する図書のほか、次の図書を添えなければならない。

- (1) 法及び令の規定により許可を要する建築物については、当該許可を証する書類の写し
  - (2) 法別表第2に掲げる工場の用途に供する建築物については、工場調書(様式第1号)
  - (3) 県条例第6条に該当する場合については、がけの上下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状、擁壁の構造等を明示した図書
  - (4) 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置する場合は、し尿浄化槽仕様書(様式第2号)
  - (5) その他建築主事がその都度必要と認めて指示する図書
- (工事監理者の設定及び変更)

第3条 建築主は、法第5条の4第2項の規定による工事監理者を定めた場合は、工事監理者設定届(様式第3号)を建築主事に提出しなければならない。ただし、確認申請書に工事監理者を記載した場合は、この限りでない。

2 建築主は、前項の工事監理者を変更した場合は、工事監理者変更届(様式第3号)を建築主事に提出しなければならない。

(工事施工者の設定及び変更の届出)

第4条 建築主は、確認申請書に工事施工者を記載しなかった場合は、工事着手までに工事施工者設定届(様式第3号)を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主は、前項の工事施工者を変更した場合には、工事施工者変更届(様式第3号)を建築主事に提出しなければならない。

(許可の申請)

第5条 省令第10条の4第1項及び第4項の市長が定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図(法第48条、第51条、第52条、第55条、第56条の2及び第59条の2に関するものは、付近100メートル以内の見取図)
- (2) 配置図(法第48条、第51条、第52条、第55条、第56条の2及び第59条の2に関するものは、敷地周辺の家屋並びにその居住者の氏名及び土地の所有者の氏名を記入した配置図)
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図及び断面図(法第43条第1項ただし書の規定による許可申請の場合にあっては、2面以上の立面図)
- (5) 日影図(法第56条の2の規定による許可申請の場合に限る。)
- (6) 工場調書(様式第1号)(法別表第2に掲げる工場の用途に供する建築物に係る法第48条の規定による許可申請の場合に限る。)
- (7) その他市長が必要と認めて指示した図書

(認定の申請)

第6条 省令第10条の4の2第1項の市長が定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図及び断面図
- (5) 日影図(法第55条第2項及び第86条の6第2項の規定による認定申請の場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認めて指示した図書

(県条例の規定による認定申請)

第7条 県条例第7条、第13条第4号、第14条第3項、第21条、第22条、第33条第2号又は第37条第3号の規定により認定を受けようとする者は、認定申請書(様式第4号)正本及び副本に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図

- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) その他市長が必要と認めて指示した図書  
(建築主等の変更)

第8条 確認、許可、承認又は認定（以下「確認等」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物に係る工事が完了する前に、当該建築物の建築主、建築設備の設置者又は工作物の築造主（以下「建築主等」という。）の変更があった場合は、建築主等変更届（様式第5号）正本及び副本に確認済証、許可通知書、承認通知書又は認定通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。

(計画変更)

第9条 許可、承認又は認定を受けた建築物、建築設備又は工作物の計画を変更しようとする場合は、改めて許可、承認又は認定を受けなければならない。ただし、市長が重要でないとする場合は、この限りでない。

- 2 確認を受けた建築物、建築設備又は工作物の計画を工事完了前に変更しようとする場合は、改めて計画変更確認申請書を提出し、確認を受けなければならない。ただし、省令第3条の2の規定による計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更該当する場合は、この限りでない。

(工事の取りやめ等)

第10条 建築主等は、確認等の申請をした後、確認等を受ける前に当該申請を取下げようとする場合は、取下げ届（様式第6号）を市長又は建築主事に提出しなければならない。

- 2 建築主等は、確認等の通知を受けた後に当該工事を取りやめる場合は、工事取りやめ届（様式第7号）に確認済証等を添えて市長又は建築主事に提出しなければならない。
- 3 建築主等は、法第7条第1項の規定による完了の検査の申請をした後、検査済証を受ける前に当該申請を取下げようとする場合は、取下げ届を市長又は建築主事に提出しなければならない。

(違反建築物に対する措置)

第11条 市長は、法第9条第1項の規定による措置を命じようとする場合は、建

建築物等是正措置命令書（様式第 8 号）を当該措置を命じようとする者に交付する。

2 市長は、法第 9 条第 2 項の規定による通知書を交付する場合は、建築物等是正措置通知書（様式第 9 号）を当該措置を命じようとする者に交付する。

3 第 1 項の規定は、法第 9 条第 7 項の規定により、仮に、使用禁止又は使用制限の命令をする場合及び同条第 10 項の規定により、工事の施工の停止又は工事に係る作業の停止を命ずる場合について準用する。この場合において、同条第 7 項又は第 10 項の命令を建築監視員がする場合は、様式第 8 号中「日光市長」とあるのは「日光市建築監視員」と読み替えるものとする。

4 法第 9 条第 13 項の規定による公示は、標識（様式第 10 号）を設置して行うものとする。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第 12 条 前条の規定は、法第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定による命令の場合において準用する。

（施工状況等報告）

第 13 条 法第 12 条第 5 項の規定による報告は、施工状況等報告書（様式第 11 号）に必要な図書を添えて、市長、建築主事又は建築監視員に提出しなければならない。

（道路の位置の指定）

第 14 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定（変更・廃止）申請書（様式第 12 号）正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

（1）道路位置指定（変更・廃止）申請図（様式第 13 号）

（2）承諾者の印鑑登録証明書

（3）位置指定に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

（4）その他市長が必要と認めて指示した図書

（道路の位置の標示）

第 15 条 前条の規定による道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠その他の施設（以下「標示施設」という。）を設けて当該道路の境界を明確に標示しなければならない。

2 法第 42 条第 2 項の規定による道路の境界の標示は、市が支給する杭等で標示しなければならない。

3 前2項の規定により設置した標示施設及び杭等は、みだりに移動させてはならない。

(定期報告を必要とする建築物の指定)

第16条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次に掲げるものとする

(1) 別表(イ)欄に掲げる階を同表(ア)欄の当該各項に掲げる用途に供するもの(地階又は3階以上の階でその用途に供する部分が100平方メートル以下のものは除く。)

(2) 別表(ア)欄に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が同表(ウ)欄の当該各項に該当するもの

(3) 劇場、映画館又は演芸場の用途に供するもので、主階が1階にないもの  
(定期報告を必要とする昇降機等の指定)

第17条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により市長が指定する昇降機等は、次に掲げるものとする。ただし、一戸建て等の個人住宅に設置されたものを除く。

(1) 建築物に附属するエレベーター(積載量が1トン以上で、労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1号から第5号までに掲げる事業に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料、製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら搬送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)並びに政令の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造を定める件(平成12年建設省告示第1413号)第1条第5号、第7号及び第8号に掲げる昇降機を除く。)、エスカレーター及び小荷物専用昇降機

(2) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光用のもの(一般交通の用に供するものを除く。)

(3) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

(4) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

(定期報告)

第18条 省令第5条第1項又は第6条第1項の規定により市長が定める報告の時

期は、次の区分によるものとする。

- (1) 第16条に規定する建築物の定期報告は、前回の報告の属する月（初回については、法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月）から起算して2年以内の9月とする。
- (2) 前条に規定する昇降機等の定期報告は、毎年、法第7条第5項（法第87条の2第1項又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月とする。
- (3) 前2号の規定による報告は、建築物にあつては報告期日前3月以内に、昇降機等にあつては2月以内に調査又は検査したものでなければならない。

（垂直積雪量）

第19条 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

区 域	垂直積雪量
日光市のうち今市、今市本町、並木町、瀬川、瀬尾、平ヶ崎、千本木、下の内、吉沢、室瀬、土沢、文挾町、小倉、小代、長畑、明神、板橋、手岡、岩崎、大桑町、川室、大渡、町谷、轟、芹沼、豊田、倉ヶ崎、倉ヶ崎新田、小百、原宿、佐下部、栗原、高柴、大沢町、水無、森友、荊沢、針貝、大室、薄井沢、根室、山口、猪倉、木和田島、塩野室町、矢野口、沢又、嘉多蔵、沓掛、小林、川治温泉川治、川治温泉高原、藤原、鬼怒川温泉滝、鬼怒川温泉大原、小佐越、柄倉及び高德の区域	50センチメートル
日光市のうち上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、所野、	60センチメートル

七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川、滝ヶ原、足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下、足尾町、黒部、西川、日向、日蔭、上栗山、若間及び野門の区域	
日光市のうち横川、上三依、中三依、芹沢、独鉆沢及び五十里の区域	100センチメートル
日光市のうち中宮祠及び土呂部の区域	120センチメートル
日光市のうち湯西川及び川俣の区域	150センチメートル
日光市のうち湯元の区域	250センチメートル

(建ぺい率の緩和)

第20条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第42条に規定する道路により角地又ははさまれた敷地となる場合で、敷地の周辺の3分の1以上がその道路に接するもの
- (2) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前号に準ずると認められるもの

(建築物の後退距離の算定の特例)

第21条 政令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該建築物の敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他政令第145条第2項に規定する建築物に接続して一体的に建築する部分とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、建築基準法施行細則（昭和33年栃木県規則第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当

規定によりなされたものとみなす。



別表（第16条関係）

	(ア) 用 途	(イ) (ア) 欄の用途 に供する階	(ウ) (ア) 欄の用途に供する部分 ( (1) 項及び(2) 項の場 合にあっては、客席の部分に 限り、(3) 項の場合にあって は、2 階の部分に患者の収 容施設がある場合に限る。 ) の床面積の合計
(1)	劇場、映画館又は演芸場	地階又は3階以 上の階	200 平方メートル以上
(2)	観覧場（屋外観覧場を除 く。）公会堂又は集会場	地階又は3階以 上の階	200 平方メートル以上
(3)	病院、診療所（患者の収容 施設があるものに限る。）	地階又は3階以 上の階	2 階の部分の床面積の合計 が 300 平方メートル以上
(4)	旅館又はホテル	地階又は3階以 上の階	1,000 平方メートル以上又 は 2 階の部分の床面積の合 計が 300 平方メートル以上
(5)	百貨店、マーケット、展示 場、キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー、ダン スホール、遊技場、公衆浴 場、待合、料理店、飲食店 又は物品販売業を営む店 舗	地階又は3階以 上の階	3,000 平方メートル以上又 は 2 階の部分の床面積の合 計が 500 平方メートル以上
(6)	事務所その他これに類す る用途に供する建築物（法 第6条第1項第1号に掲 げる建築物を除き、階数が 5 以上のものに限る。）		延べ面積が 1,000 平方メー トル以上